

令和8年度 学校のいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

三鷹の森学園 三鷹市立高山小学校

本校では、「いじめ」への認識を全教職員で共有して**未然防止**に努め、いじめの兆候や発生に注意を払い、事案が発生した場合には**迅速かつ組織的**に対応し、**地域・保護者・関係機関との連携**も図りながら、対応していく

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) 学校は、校内研修の充実を通して、教職員のいじめ問題に関する正しい理解と認識を一層深め、いじめの未然防止、いじめの未然防止に向けた教員の指導力の向上と組織的な対応を行うことができる資質・能力を図る。いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 未然防止のための取組の推進

- (1) 分かる授業、できる授業、教育活動全体を通して、自己肯定感、自己有用感を育成する。
- (2) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (3) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育、法教育の充実及び読書活動、体験活動等の充実を図る。
- 「道徳教科書」「東京都道徳教育教材集」「人権教育プログラム」の活用
 - 道徳授業地区公開講座の充実
 - あいさつ運動・スマイル班活動・生活標語・6年生からのメッセージ
 - 総合的な学習の時間における地域人材の有効活用
 - 生活科（1・2年「わくわく子どもまつり」、1年「あたらしい1ねんせいをしょうたいしよう」、2年「とび出せ！町のたんけんたい」）
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を計画的に推進する。（「ネット社会を生きる力を育むために」「SNS東京ルール」「三鷹市デジタルシティズンシップ育成指針」の活用）
- 情報モラル教室（5・6年）
 - いじめ防止の法教育（6年）
 - 各学年の情報教育において情報モラルの指導
 - 全校朝会での講話
 - 保護者への啓発
- （インターネットの活用と危険性・依存性について・家庭でのルール作り）

- (6) 5年生児童全員を対象にして、年度初めにスクールカウンセラーによる全員面接を行う。
- (7) 三鷹の森学園3校の健全育成研修会、生活指導主任会を通して中学校とまた小学校間の情報を共有し、スクールカウンセラー、6年担任の話し合いを通して、児童理解を深め適切に連携する。
- (8) 入学時や各学年度開始時に学校基本方針の説明を行うとともに、対策委員会、相談窓口の周知を行う。
- (9) コミュニティスクール委員会、家庭、地域住民、幼稚園や保育園、関係機関が相互に連携し、いじめが行われない環境を整える。

3 早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の小さな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組みを推進する。

〈例〉 ○ 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。

長期欠席者で「要因が特定できない」場合は、いじめの可能性があると十分に留意し確認を行う。

○ いじめ発見のためにチェックシートの活用

毎学期毎に全職員で児童の様子をチェックシートを活用して確認する。

○ 教育相談

個人面談や家庭訪問、学級懇談の時間を設定し、保護者からの情報収集に努める。

家庭と連携して児童を見守り、支援する。

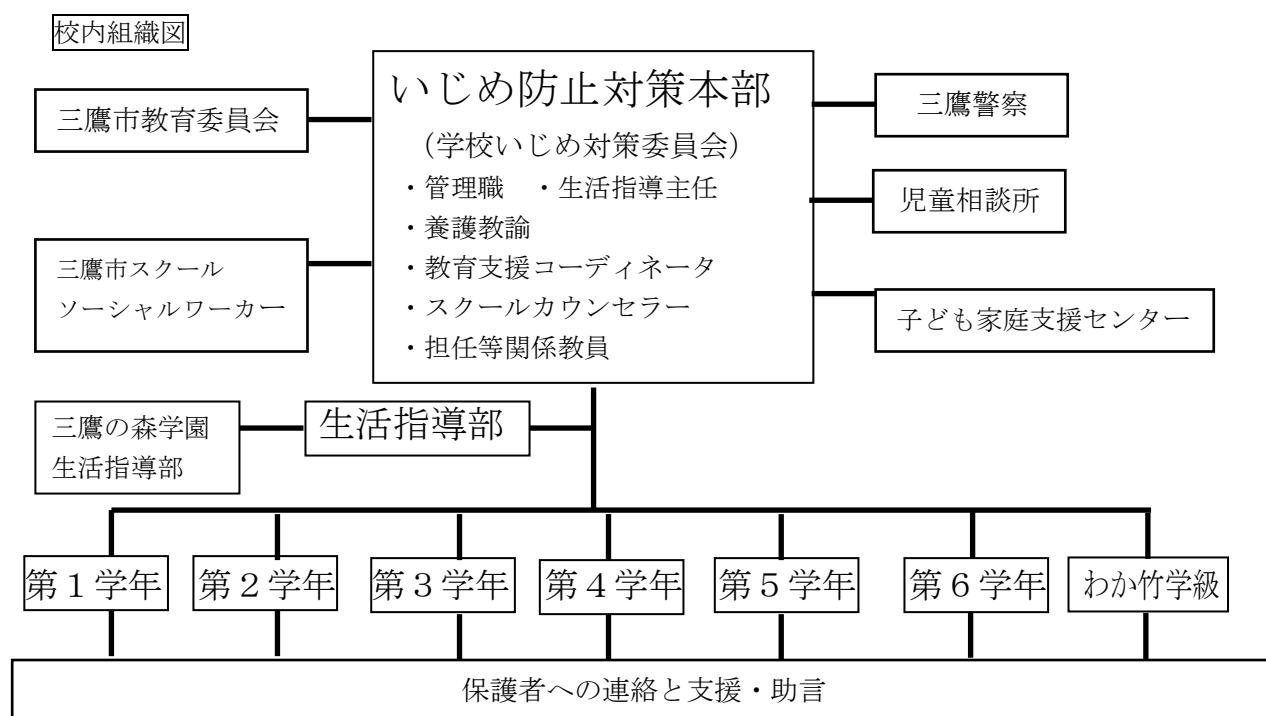
○ 相談窓口の周知

スクールカウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。

○ 定期的なアンケートの実施

学園アンケートと同時に、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。生活アンケートとして実施することで、児童が回答しやすい状況を作る。児童のアンケート調査結果は、校長が実施年度末から5年間保管する。

4 いじめ対策のための校内組織の設置といじめに対する措置



- (1) 管理職、生活指導主任、養護教諭、教育支援コーディネータ、スクールカウンセラー、担任等からなるいじめ防止対策本部（学校いじめ対策委員会）を設置し、いじめ防止などの対策のための情報交換を校内支援委員会の時間の中で行う。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策本部に報告して情報を共有する。
- (3) いじめ防止対策本部が中心となり、速やかに関係児童及び教職員、保護者からの聴き取りを行っていじめの事実の有無、細かな状況を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) いじめをした児童には、個に応じたきめ細かい指導、保護者に対する支援・助言を適切に行う。いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせる取り組みを推進・充実する。
- (5) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。
- (6) 「重大事態」の発生に当たっては教育委員会に報告し、連携して対応に当たることとする。
 （「重大事態」とは、いじめにより、児童の心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。）教育委員会の附属機関である三鷹市いじめ問題対策協議会、市長の附属機関である三鷹市いじめ問題調査委員会の行う調査に協力する。
- (7) いじめを受けた児童の心理的ストレスを軽減し、その安全を確保して、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと情報を共有し、児童とその家庭に対し継続的なケアを行う。
- (8) 双方の当事者や周りの児童全員を含む集団の関係が修復し、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出したことを、複数の教員が一定期間以上にわたって行った観察により把握して具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会がいじめの解決の判断を行う。ネット上のいじめに対応するために、関係機関と連携するとともに、情報モラル教育を進め、保護者にも理解を求めていく。

- (9) いじめ問題が解決した後も、いじめ対策校内委員会がいじめを受けた児童の様子を見守り、児童本人や保護者と定期的に面談をして再発を防ぐ。
- (10) 「問題行動等状況記録シート」(三鷹市教育委員会指導課作成の Excel シート)等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

6 保護者・地域への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。原則として保護者への連絡はいじめ防止対策本部の共通理解のもと、担任が行うものとする。

また、学校・地域・PTA の関係団体などがいじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティスクール委員会・学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

〈参考〉 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。

(平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料による)

8 児童による取組の推進

いじめの問題の解決に向けて、ふれあい月間に各学級でいじめ防止をテーマとして話し合う。代表委員会では、いじめについて考え、いじめを防ぐための取り組みについて熟議を行う。また、コミュニティセンター、公会堂、児童館などの公共施設に掲示してもらい、地域に発信し、共にいじめ撲滅に向けて取り組んでいく。

9 学校評価の実施

学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティスクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。

別紙「いじめ」についての共通理解

1 以下のことを「いじめ」ととらえて指導します

- (1) 人数に関わらず、相手に対し、その子が肉体的または精神的に傷つく行為を行うもの
- (2) 一方的な暴力を加えるもの
※ 殴るかのように手を振り上げ、頭をかくふりをするなどして、相手がびくっとするのを楽しむなども、精神的に暴力をふるっているのと同じ
- (3) 反撃の機会を与えない形で行われるもの
 - ① ものかくし
 - ② 無視
 - ③ 教科書への落書き
 - ④ ネット上の不適切な書き込み など
- (4) 人権侵害に当たる言葉を特定個人に執拗に投げかけるもの
 - ① 本人の生存・存在を否定する言葉
いなくなればいい・死ねばいいのに・消えろ・目の前からいなくなればいいのに など
 - ② 本人に生命・身体の危機を感じさせる言葉
殺すぞ・ぶん殴るぞ・痛い目に合わせるぞ など
 - ③ 本人を蔑視する言葉
ばか アホ うざい きもい など
 - ④ 本人の本質とは違うものとする言葉
(女の子に) 男女 (男の子に) おかま おばさん jijii ばばあ ぶた さる 宇宙人など。究極のものは「ばい菌」
※ jijii ばばあは、戦後の日本をここまで発展させてくださったお年よりに対する蔑視用語でもあり、自分のおじいさんやおばあさんにも許されないものである。
 - ⑤ 身体的特徴をあげつらう言葉
ちび でぶ のっぽ がり もじゃもじゃ など。究極のものは「黒ン坊」等の人種差別用語
 - ⑥ 本人の姓名を馬鹿にする言葉
※ 姓は先祖代々が大切にしているものであり、名はおうちの人大切に考えてつけたかけがえのないものだから。

2 東京都人権教育プログラム方針

- (1) いじめる子どもに対して、「いじめは人間としてぜったいに許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (2) いじめられている子どもはぜったいに守り通す。
- (3) 社会全体が「いじめはぜったいに許されない」との認識に立って、学校・家庭・地域社会の連携を推進する。

3 「いじめ」に対し、以下の考え方で指導します

- (1) いじめる子＝悪。いじめられる子＝被害者 は間違い。いじめる子も指導し、救ってあげるべき対象。相手の気持ちを考える力が十分育っていない場合、ストレスがたまり、他人にあたっている場合など、いじめる子にはいじめる原因がある。
- (2) いじめられる側に原因がある場合もある。その原因は、本人にはどうにもならないものと、本人及び保護者の努力でどうにかなるものがある。原因を除いてあげることで、いじめられる可能性を低めることができる。
 - ① 本人がどうにもならないもの
外国人である 背が高い(低い) なまりがある 運動神経が鈍い など

② 本人の長所が原因となるもの

優しい 勉強ができる 容姿がいい 個性的である など

※①②が原因である場合は、学校が保護者と連携を密にし、あくまでいじめられる子を守り、いじめを根絶するまで学級や学年集団に指導を続ける。

③ 本人及び保護者の努力でどうにかなるもの

嘘をつく だらしがなく汚い服を着ている 友達のを嫌がることをする など

※③が原因である場合は、学校が保護者と連携を密にし、あくまでいじめられる子を守り、学級や学年集団に指導を続ける一方で、本人から原因をとりのぞくための指導を続ける。

※どの原因であっても、いじめは絶対にしてはいけない、ということを子どもたちに分からせなければいけない。日常の指導でいじめられる子に原因はないとすると、子どもたちは「いじめられる子は、何の原因もないのにいじめられてかわいそうな子。あいつは〇〇という原因があるからやるのだ。だからこれはいじめではない。」と考える。